

日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定

日本国政府及びドイツ連邦共和国政府（以下「両締約国政府」とい、個別に「締約国政府」という。）は、

後方支援の分野における物品又は役務（以下「物品又は役務」という。）の相互の提供に関する日本国の中衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊（以下「ドイツ軍隊」という。）との間における枠組みを設けることが、日本国の中衛隊とドイツ軍隊との間の緊密な協力を促進することを認識し、

このような枠組みを設けることが、日本国の中衛隊及びドイツ軍隊が実施する活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することを理解して、次のとおり協定した。

第一条

(1) この協定は、日本国の中衛隊とドイツ軍隊との間における次に掲げる活動のために必要な物品又は役務

の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。

- (a) 日本国の自衛隊及びドイツ軍隊の双方の参加を得て行われる訓練
 - (b) 国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動又はいざれかの締約国政府の国若しくは第三国の領域における大規模災害への対処のための活動
 - (c) 外国での緊急事態における自国民又は適当な場合には他の者の退去のための保護措置又は輸送
 - (d) 連絡調整その他の日常的な活動（いざれか一方の締約国政府の部隊の艦船又は航空機による他方の締約国政府の国の領域内の施設への訪問を含む。）。ただし、いざれかの締約国政府の部隊が単独で行う訓練を除く。
 - (e) 日本国又はドイツ連邦共和国の法令により物品又は役務の提供が認められるその他の活動
- (2) この協定は、相互主義の原則に基づく物品又は役務の提供のための枠組みについて定める。
 - (3) この協定に基づいて行われる物品又は役務の要請、提供、受領及び決済については、日本国の自衛隊及びドイツ軍隊が実施する。

第二条

(1) いずれか一方の締約国政府が日本国の自衛隊又はドイツ軍隊により実施される前条(1)(a)から(e)までに掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供を他方の締約国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の締約国政府は、その権限の範囲内で、要請された物品又は役務を提供することができる。

(2) この協定に基づいて提供される物品又は役務は、次に掲げる区分に係るものとする。

食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む。）、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援（基地活動支援に付随する建設を含む。）、保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務（校正業務を含む。）、空港・港湾業務及び弾薬

それぞれの区分に係る物品又は役務については、付表において定める。

(3) (2)の規定については、日本国の自衛隊又はドイツ軍隊による武器の提供を含むものと解してはならぬ

い。

(4) 日本国の自衛隊とドイツ軍隊との間における前条(1)(a)から(e)までに掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供は、日本国又はドイツ連邦共和国の法令に従つて行われる。

第三条

(1) この協定に基づいて提供される物品又は役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならぬ。

(2) この協定に基づいて物品又は役務を受領した締約国政府（以下「受領締約国政府」という。）は、当該物品又は役務を提供した締約国政府（以下「提供締約国政府」という。）の書面による事前の同意を得ないで、一時的であれ又は永続的であれ、いかなる手段によつても、受領締約国政府の部隊以外の者又は団体に対して当該物品又は役務を移転してはならない。

第四条

(1) この協定に基づいて行われる物品又は役務の提供に係る決済の手続は、次のとおりとする。

(a) 物品の提供については、

(i) 受領締約国政府は、提供締約国政府にとつて満足のできる状態及び方法で当該物品を返還する。ただし、(ii)の規定の適用を妨げるものではない。

(ii) 提供された物品が消耗品である場合又は受領締約国政府が提供締約国政府にとつて満足のできる状

態及び方法で当該物品を返還することができない場合には、受領締約国政府は、同種、同等及び同量の物品を提供締約国政府にとつて満足のできる状態及び方法で返還する。ただし、(iii)の規定の適用を妨げるものではない。

(iii) 受領締約国政府が提供された物品と同種、同等及び同量の物品を提供締約国政府にとつて満足のできる状態及び方法で返還することができない場合には、受領締約国政府は、提供締約国政府に対しても提供締約国政府の指定する通貨により償還する。

(b) 役務の提供については、提供された役務を、提供締約国政府の指定する通貨により償還し、又は同種であり、かつ、同等の価値を有する役務を提供することによつて決済する。決済の方法については、役務の提供の前に両締約国政府の間で決定する。

(2) 日本国又はドイツ連邦共和国は、それぞれの国の法令が許容する範囲内で、この協定に基づいて提供される物品又は役務に対し、日本国にあつては消費税を、ドイツ連邦共和国にあつては付加価値税を課さないものとする。

第五条

(1) この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供については、この協定に従属し、並びに条件の補足的な細目及び手続であつてこの協定を実施するためのものを定める手続取決め（その修正を含む。）に従つて実施する。手續取決めは、両締約国政府の権限のある当局の間で作成される。

(2) 前条(1)(a)(iii)及び(b)の規定に従つて償還される物品又は役務の価格については、手續取決めに定める関連規定に基づいて決定する。

第六条

(1) 両締約国政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議する。

(2) この協定及び手續取決めの解釈又は適用に関するいかなる事項も、両締約国政府の間の協議によつてのみ解決されるものとする。

第七条

(1) 両締約国政府は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を外交上の経路を通じて相互に通告する。この協定は、双方の通告が受領された日のうちいづれか遅い方の日に効力を生ずる。

この協定は、十年間効力を有するものとし、その後は、いづれか一方の締約国政府がそれぞれの十年の期

間が満了する少なくとも六箇月前に他方の締約国政府に対してこの協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、順次それぞれ十年の期間、自動的に効力を延長されるものとする。

(2) (1)の規定にかかわらず、各締約国政府は、他方の締約国政府に対して一年前に書面により通告することによつて、いつでもこの協定を終了させることができる。

(3) この協定は、両締約国政府の間の書面による合意によつて改正することができる。

(4) この協定の終了の後においても、この協定に基づいて行われた物品又は役務の相互の提供に関し、第三条から第五条まで及び前条(2)の規定は、引き続き効力を有する。

一千二十四年一月二十九日に東京で、ひとしく正文である日本語及びドイツ語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

ドイツ連邦共和国政府のために

付表

区分	
食料	食料、食事の提供、調理器具及びこれらに類するもの
水	水、給水、給水に必要な用具及びこれらに類するもの
宿泊	宿泊設備及び入浴設備の利用、寝具類並びにこれらに類するもの
輸送（空輸を含む。）	人又は物の輸送、輸送用資材及びこれらに類するもの
燃料・油脂・潤滑油	燃料、油脂及び潤滑油、給油、給油に必要な用具並びにこれらに類するもの
被服	被服、被服の補修及びこれらに類するもの
通信業務	通信設備の利用、通信業務、通信機器及びこれらに類するもの
衛生業務	診療、衛生機具及びこれらに類するもの
基地活動支援（基地活動支援に付随する建設を含む。）	廃棄物の収集及び処理、洗濯、給電、環境面の支援、建設、消毒機具及び消毒並びにこれらに類するもの
保管業務	倉庫又は冷蔵貯藏室における一時的保管及びこれに類するもの
施設の利用	建物、施設及び土地の一時的利用並びにこれらに類するもの
訓練業務	指導員の派遣、教育訓練用資材、訓練用消耗品及びこれらに類するもの
部品・構成品	軍用航空機、軍用車両及び軍用船舶の部品又は構成品並びにこれらに類するもの
修理・整備業務（校正業務を含む。）	修理及び整備、修理及び整備用機器並びにこれらに類するもの
空港・港湾業務	航空機の離発着及び艦船の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類するもの
弾薬	弾薬、弾薬の提供、弾薬の提供に必要な用具及びこれらに類するもの